

兵庫県公報

令和元年9月17日 火曜日 第41号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び休止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）	4
○ 食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録（生活衛生課）	4
○ 令和元年兵庫県告示第355号（令和元年度後期技能検定の実施）の一部改正（能力開発課）	4
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	5
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	5
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	20
企業庁管理規程	
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	21
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	21

告 示

兵庫県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
芦屋市訪問看護ステーション	芦屋市精道町8-20	令和元年6月1日
あいぜん伊丹クリニック	伊丹市堀池3-9-25 廣野ビル1階101号室	同 年7月1日
まどか薬局	加古川市加古川町寺家町12	同
宝塚駅前薬局	宝塚市栄町1-1-11 タカラコスモス6番館1階	同
きたざわ整形外科	高砂市米田町米田1019-5	令和元年5月1日
さーくる薬局	同 市阿弥陀町魚橋944-26	同 年7月1日
いけだ内科クリニック	川西市火打1-16-6 オアシスタウンキセラ川西2階	同 年8月1日
ふどう整形外科クリニック	同 上	同
医療法人進純会さくら皮ふ科	同 上	同
かつら耳鼻咽喉科	同 上	同
プラザ薬局OASISTownキセラ川西店	同 上	同
兵庫県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7	令和元年7月1日
兵庫県立丹波医療センター	同 上	同
ウエルシア薬局養父上箇店	養父市上箇66	令和元年8月1日
いしがみ皮フ科クリニック	淡路市志筑96-13	同 年7月1日
木村眼科	朝来市和田山町和田山232	平成30年2月1日
木村眼科	同 上	令和元年5月11日
ウエルシア薬局朝来医療センター前店	同 市和田山町枚田765-2	同 年8月1日
こもればの森薬局	加東市新定707-3	同 年7月8日
ひらの内科クリニック	神崎郡福崎町西田原1479	同 月1日
中尾調剤薬局いかるが店	揖保郡太子町鶴1389-8	令和元年8月1日



兵庫県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
コスモス薬局	相生市大島町12-21
黒石整形外科	加古川市新神野5-5-5

金太郎薬局宝塚店	宝塚市南口2-5-34 小林ビル1F
きたざわ整形外科	高砂市米田町米田1019-5
さーくる薬局	同 市阿弥陀町魚橋944-26
木村眼科	朝来市和田山町和田山232
木村眼科	同 上

2 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
坂尾クリニック	相生市大島町11-30



兵庫県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
リハビリ型デイサービスアウル	豊岡市福田1296-1	合同会社ライフさぼーと	豊岡市高屋901-3	所在地
介護事業所ふくろう	同 上	同 上	同 上	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
介護事業所ふくろう	豊中市福田1296-1	合同会社ライフさぼーと	豊岡市高屋901-3
ウィズ訪問看護ステーション	加古川市野口町野口58-1	株式会社ウィズ	加古川市野口町野口58-1
さーくる薬局	高砂市阿弥陀町魚橋944-26	有限会社さーくる薬局	高砂市阿弥陀町魚橋944-26
たなかホームケアクリニック	三田市けやき台1-10-1	田 中 章太郎	宝塚市武庫川町1-5-3104号



兵庫県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
阿部 翔平	iCure鍼灸接骨院伊丹鴻池	伊丹市鴻池4-1-10 OASISTown伊丹 鴻池メディカルゾーン	令和元年7月29日
三寺 圭典	みてら鍼灸整骨院	高砂市荒井町千鳥3-7-7-F1	同 月23日



兵庫県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所	施術所の名称	施術所の所在地
坂 浩二	淡路市生穂2695	淡路接骨院	淡路市岩屋1351-2



兵庫県告示第393号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の食品衛生管理者の養成施設及び同令第9条第1項第1号の食品衛生監視員の養成施設として、次のとおり登録したので、同令第20条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

養成施設の名称及び所在地	登録年月日
武庫川女子大学食物栄養科学部食創造科学科 西宮市池開町6番46号	令和元年8月22日



兵庫県告示第394号

令和元年兵庫県告示第355号（令和元年度後期技能検定の実施）の一部を次のように改正する。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

別表の1級の部防水施工の項の次に次のように加える。

印章彫刻	ゴム印章彫刻	令和2年2月2日（日）	18,200	3,100
------	--------	-------------	--------	-------

別表の2級の部防水施工の項の次に次のように加える。

印章彫刻	ゴム印章彫刻	令和2年2月2日（日）	18,200	3,100
			(9,200)	

別表の3級の部建築大工の項の次に次のように加える。

かわらぶき	かわらぶき	令和2年2月9日(日)	(18,200)	3,100
			(9,200)	
			【12,100】	
			<3,100>	



兵庫県告示第395号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県東播土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	白 井 貞 夫	加東市木梨59番地1

兵庫県加古土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	荒 田 達 夫	加古郡稲美町加古2768番地の2



兵庫県告示第396号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 沢 秀 起	神戸市西区学園西町5丁目8番地の1 521—502号

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	安 原 潤	神戸市西区井吹台東町4丁目10番地の1

高坂土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	平 野 憲 男	丹波篠山市高坂405番地
同	野 垣 精 一	同 市高坂67番地
同	野 垣 勲	同 市高坂175番地
同	平 野 榮 治	同 市高坂420番地2
同	野 垣 隆	同 市高坂173番地
監 事	細 見 義 彦	同 市高坂84番地1
同	細 見 鈴 男	同 市高坂177番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	細 見 鈴 男	丹波篠山市高坂177番地

同	野 垣 隆	同	市高坂173番地
同	野 垣 精 一	同	市高坂67番地
同	野 垣 重 文	同	市高坂170番地
同	野 垣 敏 昭	同	市高坂242番地
監 事	細 見 義 彦	同	市高坂84番地 1
同	細 見 正 浩	同	市高坂186番地

春日土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

秋 山 睦

矢 野 勝

三 井 淳 男

和 田 祐太郎

船 越 藤 三

小 田 莊太郎

義 積 邦 博

荻 野 修 一

荻 野 正

上 山 富 規

谷 垣 稔

本 庄 猛

荻 野 恭 三

松 山 晶 次

由 良 進

近 藤 道 廣

住 所

丹波市春日町国領350番地

同 市春日町多利798番地

同 市春日町多利1061番地 2

同 市春日町多利2118番地

同 市春日町多田1480番地

同 市春日町野上野501番地

同 市春日町野上野1205番地

同 市春日町野村263番地 2

同 市春日町野村1455番地

同 市春日町平松586番地

同 市春日町棚原1921番地

同 市春日町棚原710番地

同 市春日町中山593番地 2

同 市春日町東中1484番地

同 市春日町小多利436番地

同 市春日町東中606番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

三 井 淳 男

舟 川 芳 明

三 村 俊 一

辻 川 昭

義 積 邦 博

津 田 精一郎

荻 野 正

青 木 卓 夫

瀧 本 清 隆

津 田 修 治

荻 野 校 民

秋 山 睦

伊 藤 節 雄

近 藤 正 和

荻 野 隆太郎

荻 野 武 志

住 所

丹波市春日町多利1061番地 2

同 市春日町多利978番地

同 市春日町多利493番地

同 市春日町多田1722番地

同 市春日町野上野1205番地

同 市春日町野上野1874番地

同 市春日町野村1455番地

同 市春日町野村161番地 1

同 市春日町平松487番地

同 市春日町棚原1866番地

同 市春日町棚原1201番地

同 市春日町国領350番地

同 市春日町中山602番地 3

同 市春日町東中309番地 2

同 市春日町多田674番地

同 市春日町棚原1545番地

兵庫県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和元年9月4日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業競争力強化基盤整備事業	下新庄地区	令和元年9月17日から 同年10月7日まで	丹波市役所



兵庫県告示第398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和元年9月5日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	太市西部地区	令和元年9月17日から 同年10月7日まで	姫路市役所 揖保郡太子町 役場



兵庫県告示第399号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字広久1272の1、1273、1274の1、1274の2、1275から1305まで、1305の1、1306、1306の1、1307、1310の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町正法庵字カシアテ8の1、8の2、字前中42から45まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年8月26日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
芦屋市朝日ヶ丘町1地内



兵庫県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年9月11日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
淡路市石田地内



兵庫県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）

- 2 作業期間
令和元年9月7日から令和2年3月13日まで
- 3 作業地域
尼崎市玄番北之町、建家町及び西本町八丁目地内ほか

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長浜Ⅱ (127020035)	淡路市岩屋（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
片浜(2)Ⅱ (127020036)	淡路市岩屋（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩屋(2)Ⅰ (127020037)	淡路市岩屋（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
東ノ町(2)Ⅱ (127020038)	淡路市岩屋（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
鵜崎(4)Ⅱ (127020039)	淡路市岩屋（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
別所(3)Ⅱ (127020040)	淡路市楠本（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
楠本(3)Ⅲ (127020041)	淡路市楠本（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
橋本Ⅰ-2 (127020042)	淡路市岩屋（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
茶間(3)Ⅰ-2 (127020043)	淡路市岩屋（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図9までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和元年9月25日（水）から同年10月9日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、淡路市役所、淡路市岩屋事務所及び東浦事務所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和元年10月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年12月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浦(7)Ⅱ (127050097)	淡路市白山(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
絵堂Ⅱ (127050098)	淡路市浦(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
楠本東(4)Ⅱ (127050099)	淡路市楠本(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
楠本(6)Ⅱ (127050100)	淡路市楠本(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
楠本(7)Ⅱ (127050101)	淡路市楠本(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
中持(9)Ⅱ (127050102)	淡路市中持(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
浦(8)Ⅱ (127050103)	淡路市浦(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
浦(9)Ⅱ (127050104)	淡路市浦(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷(2)Ⅱ (127050105)	淡路市谷(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
浦(10)Ⅱ (127050106)	淡路市浦(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
白山(8)Ⅱ (127050107)	淡路市白山(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜口Ⅰ (127050108)	淡路市釜口(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図12までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年9月25日（水）から同年10月9日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、淡路市役所、淡路市岩屋事務所及び東浦事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和元年10月9日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年12月9日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第19号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

龍松Ⅰ（127020001）の項中別図1、片浜(2)Ⅰ（127020006）の項中別図6、岩屋Ⅰ（127020007）の項中別図7、橋本Ⅰ（127020009）の項中別図9、茶間(3)Ⅰ（127020012）の項中別図12、茶間(4)Ⅰ（127020013）の項中別図13、片浜Ⅱ（127020023）の項中別図23、茶間Ⅱ（127020024）の項中別図24、鶴崎(2)Ⅱ（127020026）の項中別図26、開鏡Ⅱ（127020030）の項中別図30、松帆川Ⅰ（227020002）の項中別図36を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年9月25日（水）から同年10月9日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、淡路市役所、淡路市岩屋事務所及び東浦事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和元年10月9日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年12月9日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第22号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

大磯(3)Ⅱ(127050014)の項中別図14、中持(7)Ⅱ(127050030)の項中別図30、大川(1)Ⅰ(227050012)の項中別図108を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年9月25日(水)から同年10月9日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、淡路市役所、淡路市岩屋事務所及び東浦事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和元年10月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年12月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
龍松Ⅰ (127020001)	淡路市岩屋(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
岩屋長浜Ⅰ (127020002)	淡路市岩屋(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
長浜Ⅰ (127020003)	淡路市岩屋(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
片浜(1)Ⅰ (127020004)	淡路市岩屋(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
片浜(2)Ⅰ (127020006)	淡路市岩屋(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

岩屋Ⅰ (127020007)	淡路市岩屋(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
橋本Ⅰ (127020009)	淡路市岩屋(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
茶間(2)Ⅰ (127020010)	淡路市岩屋(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
茶間(5)Ⅰ (127020011)	淡路市岩屋(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
茶間(3)Ⅰ (127020012)	淡路市岩屋(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
茶間(4)Ⅰ (127020013)	淡路市岩屋(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
東ノ町Ⅰ (127020014)	淡路市岩屋(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
田ノ代(3)Ⅰ (127020017)	淡路市岩屋(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
松帆Ⅱ (127020022)	淡路市岩屋(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
片浜Ⅱ (127020023)	淡路市岩屋(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
茶間Ⅱ (127020024)	淡路市岩屋(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
鵜崎(1)Ⅱ (127020025)	淡路市岩屋(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
鵜崎(2)Ⅱ (127020026)	淡路市岩屋(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
別所(1)Ⅱ (127020028)	淡路市南鵜崎(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
別所(2)Ⅱ (127020029)	淡路市南鵜崎(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
開鏡Ⅱ (127020030)	淡路市岩屋(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
鵜崎Ⅲ (127020031)	淡路市南鵜崎(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
楠本(1)Ⅲ (127020033)	淡路市南鵜崎(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
長浜Ⅱ (127020035)	淡路市岩屋(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

片浜(2)Ⅱ (127020036)	淡路市岩屋(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
岩屋(2)Ⅰ (127020037)	淡路市岩屋(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
東ノ町(2)Ⅱ (127020038)	淡路市岩屋(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
鵜崎(4)Ⅱ (127020039)	淡路市岩屋(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
別所(3)Ⅱ (127020040)	淡路市楠本(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
楠本(3)Ⅲ (127020041)	淡路市楠本(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
松帆川Ⅰ (227020002)	淡路市岩屋(別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
藤八川Ⅰ (227020003)	淡路市岩屋(別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり

(別図1から別図32までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年9月25日(水)から同年10月9日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、淡路市役所、淡路市岩屋事務所及び東浦事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和元年10月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年12月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
楠本 I (127050001)	淡路市楠本 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
尼山 I (127050002)	淡路市楠本 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥 I (127050003)	淡路市浦 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
白山(3) I (127050005)	淡路市浦 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
絵堂 I (127050006)	淡路市浦 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
久留麻(1) I (127050007)	淡路市久留麻 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
白山 I (127050008)	淡路市白山 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
久留麻(2) I (127050009)	淡路市仮屋 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
久留麻(3) I (127050010)	淡路市仮屋 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
里 I (127050011)	淡路市釜口 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
小井 I (127050012)	淡路市釜口 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大磯(3) II (127050014)	淡路市楠本 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
楠本東(2) II (127050016)	淡路市楠本 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
楠本東(3) II (127050017)	淡路市楠本 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
楠本(1) II (127050018)	淡路市楠本 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
楠本(2) II (127050019)	淡路市楠本 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
岩口 II (127050020)	淡路市楠本 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
楠本(3) II (127050021)	淡路市楠本 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

楠本(4)Ⅱ (127050022)	淡路市楠本(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
楠本(5)Ⅱ (127050023)	淡路市楠本(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
中持(1)Ⅱ (127050024)	淡路市中持(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中持(3)Ⅱ (127050026)	淡路市中持(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中持(5)Ⅱ (127050028)	淡路市中持(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
中持(6)Ⅱ (127050029)	淡路市中持(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中持(7)Ⅱ (127050030)	淡路市中持(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
中持(8)Ⅱ (127050031)	淡路市中持(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
浦(1)Ⅱ (127050032)	淡路市浦(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
浦(2)Ⅱ (127050033)	淡路市浦(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
浦(3)Ⅱ (127050034)	淡路市浦(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
浦(4)Ⅱ (127050035)	淡路市浦(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
浦(6)Ⅱ (127050036)	淡路市浦(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
白山(1)Ⅱ (127050037)	淡路市白山(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
久留麻(1)Ⅱ (127050038)	淡路市久留麻(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
久留麻(2)Ⅱ (127050039)	淡路市久留麻(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
白山(2)Ⅱ (127050040)	淡路市白山(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
白山(3)Ⅱ (127050041)	淡路市白山(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
白山(4)Ⅱ (127050042)	淡路市白山(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

白山(5)Ⅱ (127050043)	淡路市白山(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
白山(6)Ⅱ (127050044)	淡路市白山(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
白山(7)Ⅱ (127050045)	淡路市白山(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
河内(1)Ⅱ (127050046)	淡路市河内(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
河内(2)Ⅱ (127050047)	淡路市河内(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
久留麻(3)Ⅱ (127050050)	淡路市久留麻(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
谷Ⅱ (127050053)	淡路市谷(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
釜口(1)Ⅱ (127050054)	淡路市釜口(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
釜口(2)Ⅱ (127050055)	淡路市釜口(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
里(2)Ⅱ (127050057)	淡路市釜口(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
里(3)Ⅱ (127050058)	淡路市釜口(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
釜口(3)Ⅱ (127050060)	淡路市釜口(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
釜口(4)Ⅱ (127050061)	淡路市釜口(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
釜口(5)Ⅱ (127050062)	淡路市釜口(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
釜口(7)Ⅱ (127050064)	淡路市釜口(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
釜口(10)Ⅱ (127050067)	淡路市釜口(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
楠本東Ⅲ (127050071)	淡路市楠本(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
中持(1)Ⅲ (127050072)	淡路市中持(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
白山(1)Ⅲ (127050078)	淡路市浦(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり

白山(2)Ⅲ (127050079)	淡路市浦(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
久留麻(1)Ⅲ (127050081)	淡路市久留麻(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
久留麻(2)Ⅲ (127050082)	淡路市久留麻(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
白山(3)Ⅲ (127050083)	淡路市白山(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
河内(1)Ⅲ (127050084)	淡路市河内(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
久留麻(3)Ⅲ (127050086)	淡路市久留麻(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
久留麻(4)Ⅲ (127050087)	淡路市久留麻(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
久留麻(5)Ⅲ (127050088)	淡路市久留麻(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
久留麻(7)Ⅲ (127050090)	淡路市久留麻(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
久留麻(8)Ⅲ (127050091)	淡路市久留麻(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
釜口(1)Ⅲ (127050092)	淡路市釜口(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
釜口(2)Ⅲ (127050093)	淡路市釜口(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
釜口(5)Ⅲ (127050096)	淡路市釜口(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
浦(7)Ⅱ (127050097)	淡路市白山(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
絵堂Ⅱ (127050098)	淡路市浦(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
楠本東(4)Ⅱ (127050099)	淡路市楠本(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
楠本(6)Ⅱ (127050100)	淡路市楠本(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
楠本(7)Ⅱ (127050101)	淡路市楠本(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
中持(9)Ⅱ (127050102)	淡路市中持(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり

浦(8)Ⅱ (127050103)	淡路市浦(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
浦(9)Ⅱ (127050104)	淡路市浦(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
谷(2)Ⅱ (127050105)	淡路市谷(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
浦(10)Ⅱ (127050106)	淡路市浦(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
白山(8)Ⅱ (127050107)	淡路市白山(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
釜口Ⅰ (127050108)	淡路市釜口(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
立石川Ⅰ (227050002)	淡路市楠本(別図82のとおり)	土石流	別図82のとおり
井上空川右Ⅰ (227050003)	淡路市楠本(別図83のとおり)	土石流	別図83のとおり
井上空川Ⅰ (227050004)	淡路市浦(別図84のとおり)	土石流	別図84のとおり
奥Ⅰ (227050005)	淡路市浦(別図85のとおり)	土石流	別図85のとおり
津田川左支溪Ⅰ (227050007)	淡路市釜口(別図86のとおり)	土石流	別図86のとおり
小井川Ⅰ (227050011)	淡路市釜口(別図87のとおり)	土石流	別図87のとおり
大川(1)Ⅰ (227050012)	淡路市釜口(別図88のとおり)	土石流	別図88のとおり
釜口小井川Ⅰ (227050013)	淡路市釜口(別図89のとおり)	土石流	別図89のとおり
楠本上谷Ⅱ (227050014)	淡路市楠本(別図90のとおり)	土石流	別図90のとおり
浦川南支溪Ⅱ (227050016)	淡路市河内(別図91のとおり)	土石流	別図91のとおり
七尋池谷Ⅱ (227050018)	淡路市久留麻(別図92のとおり)	土石流	別図92のとおり
釜口谷Ⅱ (227050019)	淡路市釜口(別図93のとおり)	土石流	別図93のとおり

(別図1から別図93までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年9月25日(水)から同年10月9日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、淡路市役所、淡路市岩屋事務所及び東浦事務所

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年1月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和元年9月17日

兵庫県公営企業管理者 片山 安孝

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表4の項、(4)を次のように改める。

(4) 国、地方公共団体又は公共的団体等が行う事業に係る活動のうち、管理者が認めるもの

第11条第1項の表4の項中(5)から(7)までを削る。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和元年9月17日

兵庫県病院事業管理者 長嶋 達也

兵庫県病院局管理規程第5号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第4号エを次のように改める。

エ 国、地方公共団体又は公共的団体等が行う事業に係る活動のうち、人事委員会が認めるもの

第20条第1項第4号中オからキまでを削る。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。